

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び那須烏山市契約規則（平成24年那須烏山市規則第33号）第11条の規定に基づき公告する。

令和8年9月16日

那須烏山市長 川 俣 純 子

記

- 1 入札に付する件名及び数量 第5分団第2部消防ポンプ自動車購入 1台
- 2 契約書作成の要否 要
- 3 入札参加申込締切日 令和8年9月28日（月）午後5時まで
- 4 入 札 期 間 令和8年10月2日（金）～ 令和8年10月8日（木）午後5時まで
- 5 開 札 日 時 令和8年10月9日（金）午前10時00分
- 6 開札場所
那須烏山市役所 烏山庁舎
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 有（ただし、契約保証金の免除に該当する場合には免除）
- 8 入札参加資格条件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 公告日現在で、那須烏山市入札参加資格登録業者名簿の業務分類「車両類」に登録されている者であること。
 - (4) 那須烏山市暴力団排除条例（平成23年3月条例第1号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (5) 公告日から過去5年以内において、国若しくは地方公共団体に消防ポンプ自動車又は小型動力ポンプ付積載車の納入実績があること。
 - (6) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

9 入札参加申請手続

入札説明書及び仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加すること。

10 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、この業務の履行に必要な全ての経費（別紙仕様書に記載）のうち、消費税及び地方消費税の課税対象となる経費については、その 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、課税対象となる経費については見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を、非課税又は不課税となる経費については見積もった金額を、それぞれ合算した金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便）によることとし、持参による入札は認めない。
- (3) 開札の結果、落札者が決定されない場合は、中止とする。

11 入札の無効等に関する事項

- (1) 前項の参加資格条件のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- (2) 所要事項の記載及び押印がない入札書による入札
- (3) 入札金額の記載のない入札又は見積書と金額が一致しない入札

12 落札者の決定方法

那須烏山市入札事務取扱規程（平成 17 年 10 月那須烏山市規程第 20 号）第 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると市長が認めた場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、最低の価格が同額であった場合は、くじによって落札者を決定する。

13 議会の議決

この契約は、那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年 10 月那須烏山市条例第 40 号）第 3 条の規定により議会の議決に付さなければならないため、議会の議決を得た後に本契約を締結する。

14 必要書類提出先

〒321-0692 栃木県那須烏山市中央 1－1－1

那須烏山市総務課契約管財グループ

電話 0287-83-1117

Email sohmu@city.nasukarasuyama.lg.jp

15 本入札に適用する契約条項等

- ・那須烏山市契約規則（平成 24 年 5 月那須烏山市規則第 33 号）
- ・その他関係法令以上